

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	在日米国商工会議所（ACCJ）は、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）」の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施を歓迎し、意見表明の機会を頂いたことに感謝申し上げます。 日本は世界で二番目に大きい生命保険市場であり、2019 年の収入保険料は 3,413 億米ドルにのびります（注 1）。この極めて重要な市場において、保険事業の公共性を踏まえ、米国の保険会社は革新的な商品とサービスの提供を通して日本の保険契約者の生活の安定と日本経済の健全な発展に貢献し、顧客本位の業務運営を行うことで日本の保険契約者と社会のニーズに適った商品を提供するという重要な役割を果たしています。 ACCJ は、監督指針を改正するという金融庁の決定、特に、保険監督者国際機構（IAIS）が 2019 年 11 月に採択した「保険基本原則（ICP）」改訂版および「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）」を「可能な限り反映するよう努める」とする等、「国際的な監督水準の確保」に対するコミットメントを歓迎します。 さらに ACCJ は、コロナ後の新しい社会の構築や、日本の金融市場の機能・魅力の向上という金融庁の目標に整合する形で、監督指針改正（案）が各保険グループの「規模・特性」に応じて適用されることを評価します。ACCJ は、金融庁が引き続き IAIS のプロポーショナリティ原則を遵守すること、ICP 等との整合性を確保する、つまり改正された監督指針の適用がその目的を達成するために必要な範囲を超えないものとするを要請いたします。 （注 1）スイス・リー・インスティテュート「シグマ 2020 年第 4 号：World insurance: riding out the 2020 pandemic storm」表 V	近年、大手保険グループを中心に、海外事業展開を含めたグループの形成が進む中、保険会社個社のみならず、グループベースでの経営管理態勢やリスク管理態勢の高度化が一層求められています。 一方、各国の保険監督当局で構成される IAIS において、昨年 11 月に IAIGs の国際的な活動と規模に合わせた定量的・定性的な監督上の最低要件を提供し、各国監督当局による IAIGs の監督活動を支援・調整することを目的として ComFrame 等が策定されたところです。今般の改正は、こうした動きに対応するものであり、ComFrame 等と整合的なものとなっていますが、加えて、IAIGs 以外も対象とするため、我が国保険会社の実態を踏まえて必要な規定を盛り込んでいます。なお、本監督指針は機械的・画一的に運用されるものではなく、各保険グループの規模や特性に応じた実効性のある形で態勢整備がなされることが重要と考えます。

2	総論、Ⅶ-1	今般の改正により、監督指針にグループ監督の視点が追加されている一方で、監督指針「Ⅰ 基本的考え方」において「本監督指針は、保険会社等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社等に一律に求めているものではない。従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社等の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。」とある。当該記載に従って、今般の改正監督指針の適用開始時点において、全ての記載内容につき対応完了していることや一律な対応を求める趣旨ではなく、各保険グループの実態やプロポーショナルリティに応じた段階的な対応が容認されることを確認したい。 例えば、「Ⅶ-1 監督にあたっての基本的考え方」において「我が国における IAIG か否かにかかわらず、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化を図っていく必要がある。」とあるが、我が国における全ての保険グループに一律の対応が求められるものではなく、求められる対応水準について、各保険グループの実態に応じて適用範囲や求められる水準が判断されるとの理解で良いか。	今般の改正では「Ⅰ 基本的考え方」(2)において、「保険会社」を「保険会社及び保険グループ」と改めておりこれによって、保険グループに対しても左記の記載「本監督指針は、～機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。」が適用されることとなります。 今般の改正部分も含め、監督指針は当局の検査・監督に関する基本的な考え方や目線を例示も含む形で明らかにしているものであり、字義通りの対応が行われていないことのみをもって直ちに改善を求めるものではありません。もとより、監督指針の要件を充足すれば各社の課題が解決するわけではなく、当局としてもそれを目的としているわけではありませんので、監督指針の規定も参考に、各保険グループの状況に応じた実効性のある形でガバナンス・リスク管理態勢の継続的な高度化を図っていくことが重要と考えます。
3	Ⅰ-2-(2)	当監督指針が対象とする「保険グループ」の範囲について、「子会社等の集団」とある。当該記載は現行監督指針Ⅱ-1-2-1(6)④によれば「子会社、子法人等及び関連法人等」と関連法人等も含めてグループ内の全法人が対象となり得る記載となっているが、グループガバナンスの観点において対象となる範囲は、必ずしもグループ内の全法人を対象とするものではなく、各保険グループの実態に応じて対象範囲ならびにガバナンスとして求められる水準が判断されるとの理解で良いか。	「保険グループ」の範囲は関連法人等も含めたものとなりますが、グループガバナンス上求められる水準は一様に定まるものではなく、グループ会社に対する経営管理の実態等に応じた実効性ある態勢整備を求めることを意図しております。
4	Ⅰ-2-(2)	「経営管理会社」について、原則として1つの保険グループに経営管理会社は1つと理解している。当該理解が正しいことを確認したい。	基本的には最上位の会社が「経営管理会社」と考えられ、原則として1つの保険グループ

			に経営管理会社は1つと考えられますが、一部のグループでは経営管理会社による適切な管理の下で中間持株会社等へ「保険グループの経営管理」の一部を委託することも想定されます。なお、そのような場合に機械的・画一的な対応を求める趣旨ではなく、組織構造等も踏まえた実効性のある態勢整備が図られていることが重要と考えます。
5	I-2-(2)	経営管理会社には、中間持株会社も含まれるのか、確認したい。また、必要に応じて記載の明確化も検討されたい。	「経営管理会社」の範囲は各保険グループの状況に応じて中間持株会社も含まれるものとなりますが、グループ会社に対する経営管理の実態等に応じた実効性ある態勢整備が重要と考えています。
6	I-2-(2)	保険会社又は保険持株会社に該当しない場合、I-2「保険会社等」、「保険グループ」には該当しないとの理解で正しいか。	貴見のとおりです。今般の改正では保険会社及び保険グループを「保険会社等」と定義し、また、「保険グループ」とは、保険業を行う子会社の経営を管理する保険会社又は保険持株会社及びその子会社等の集団と定義しております。
7	III-1-(4)	「検査・監督に当たっては、IAISが令和元年11月に採択した『国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み(ComFrame)』等を可能な限り反映するよう努めるとともに、ComFrameの規程に基づいて我が国における国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups; IAIG)を指定することとする」とあるが、当該記載は保険会社に対して、監督指針に明記されていないICP・ComFrameの全項目への対応を求める趣旨ではないとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
8	VII	新設された「VII グループベースの監督等」は、外資系保険子会社や日本の中間持株会社は、どこまで適用されるのか。例えば、リスク計量モデルの箇所のみ、外資系保険子会社も明示的に適用されるように書かれているが、それ以外は日本の経営管理会社が対象であり、外資系保険子会社は該当しないように読めるが、その理解で正しいか。	新設された「VII グループベースの監督等」は、本邦における「保険グループ」に対して適用されるものです。そのため、本邦に中間持株会社等を設置している場合や海外に中

			間持株会社を設置している場合、また、支店又は出資先外国法人を有する場合には、当該新設部分の記載が適用されることとなります。
9	VII-1	「グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化のあり方は一様に定まるものではなく、経営管理会社による集権的な態勢からグループ内会社の所在法域の制度や市場環境、事業内容に応じた自律的な管理を尊重するより分権的な態勢まで、多様な形態が採られうる。これらのガバナンスモデルに優劣をつけるものではなく、保険グループの形成に伴うリスクへの対応の観点や事業・組織構造の複雑性を踏まえ、実効性のある態勢整備が図られていることが重要である。」とあるが、当該内容は、当監督指針上で求められるグループベースのガバナンス態勢の整備等の各項目に関して、ガバナンスモデルに優劣をつける趣旨ではないとの理解で良いか。	貴見のとおり、特定のガバナンスモデルに優劣をつける趣旨ではなく、保険グループ全体としての経営管理態勢やリスク管理態勢の高度化のあり方は一様に定まるものではないため、その事業・組織の構造の複雑性を踏まえた、実効性ある態勢整備を求める旨を明確化しています。
10	VII-2-2(1)①	「管理者」とは、現行監督指針Ⅱ-1-2-1 監査役会設置会社である保険会社の場合の「(4) 管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者）」と同義との理解で良いか。	貴見のとおりです。
11	VII-2-2(1)⑤、VII-4-1⑥	VII-2-2(1)⑤及びVII-4-1⑥で挙げられている利益相反に係る対応は、現状、経営管理会社及びグループ内会社が法令に基づき対応が求められている利益相反管理を指しており、この点、個社レベルの利益相反管理については、Ⅱ-4-6「顧客の利益の保護のための体制整備」において既に指針が示されていることを踏まえると、VII-2-2(1)⑤及びVII-4-1⑥の要請は、経営管理会社及びグループ内会社がそれぞれ法令や上記監督指針を反映した利益相反管理態勢（利益相反を特定し、回避し、管理するためのプロセス）を構築し、さらに経営管理会社として、グループ内会社が上記態勢を構築していることを確認していれば満たされると理解してよいか。	グループ内の利益相反に関する経営管理会社の役割には様々な態様が考えられるところ、例えば経営管理会社がグループ内会社の態勢整備の状況を確認すること等、グループ全体として実効性ある対応が取られていることが重要であると考えます。
12	VII-2-2(2)	(2) 経営管理会社の監査機能において、「次に掲げる機関は、付与された広範な権限を適切に行使し、グループガバナンスの観点も踏まえ、業務監査・監督を実施しているか。」とあるが、「・監督」という記載は不要ではないか。	ご指摘を踏まえ修正させていただきました。
13	VII-2-2(4)	「グループ内会社を統括しグループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（グループ保険数理機能）を有していることが重要」とあるが、当該グループ保険数理機能の整備については、経済価値ベースソルベンシー規制等もあわせて検討さ	当該機能は、グループベースの内部管理の観点から現時点においても必要なものと考えます。他方、貴見のとおり、当該機能に関す

		れるべきものと考えており、現時点において機械的・画一的な対応ではなく、段階的な高度化が求められるものとの理解で良いか。	る機械的・画一的な対応を求めるものではありません。なお、経済価値ベースのソルベンシー規制に関連した当該機能に係る監督上の要件については、同規制に関する今後の検討の中で明らかにしていく予定です。
14	VII-2-2(4)	「グループ内会社を統括しグループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（グループ保険数理機能）を有していることが重要」とあるが、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化には多様な形態が考えられる中、グループ保険数理機能は、単一の組織の設置を求めるものではなく、複数組織で実態として機能を発揮することも含まれるとの理解で良いか。	貴見のとおりです。なお、複数組織で機能を確保する場合には、組織間の適切な連係や相互牽制機能の発揮が重要であり、経営管理会社において、主体的にこれを維持管理することが重要と考えます。
15	VII-2-2(4)	グループ保険数理機能について、経営管理会社が一定の役割を果たす必要はあると考えるが、その機能の発揮方法・形態は一様に決まるものではないものと理解している。例えばグループ内子会社にC職（CRO・CFO等）へのレポーティングを義務付けるといった形で、グループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保することでも問題ない旨、確認させて頂きたい。	グループ保険数理機能による当該事項への関与のあり方には様々な態様が考えられます。ご指摘のように、グループ内会社にC職（CRO・CFO等）へのレポーティングを義務付けるといったこともその一例と考えられますが、それらを通じてグループ内会社の活動を適切にモニタリングし、適時適切に経営管理会社からグループ内会社に対してコミュニケーションを行う等、各保険グループの実態に応じて実効性のある形で態勢整備が行われていることが重要と考えます。
16	VII-2-2(4)	保険数理機能については、グループレベルの保険数理に関するガバナンスの要であり、その機能を果たす者についての適格性要件も明示的に定めるべきと考える。例えば、単に経営数理部門担当役員や保険計理人の経験があるだけでは不十分であり、日本アクチュアリー会の理事経験者である等、より厳格な要件が必要と考える。	ご指摘のとおり、グループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（グループ保険数理機能）を果たす者には、それを果たしうる知識・経験を有していることが求められると考えますが、一方で、形式的な要件を定めるだけでは目的を果たせないと考えます。したがって、グループ保険数理機能については、各保険グループの状況に

			応じて、当該機能に関わる管理者以上の役職員それぞれが各々の立場で実質的に求められる要件を満たし、組織として機能していることが重要と考えます。
17	VII-2-2(4)②	「グループ保険数理機能は（中略）、また独立した立場からの助言を行っているか。」とあるが、独立した立場とは組織上の独立性のみを指したものでなく、同一組織内であっても実態として独立した立場から助言を行える態勢が確保されていれば問題ないとの理解で良いか。	必ずしも組織上の独立性が求められる訳ではなく、また、事項の性質に応じて求められる独立性の内容・程度も異なる可能性があります。同一組織内に当該機能が置かれている場合であっても、客観的かつ実効的な助言を提供できる態勢が整備されていることが重要と考えます。
18	VII-3-2(6)	「また、経営管理会社は、グループベースの統合的リスク管理態勢について、定期的に内部又は外部による独立的な評価を行っているか」とあるが、内部による評価としてはどのような枠組みを想定しているか確認したい。	例えば、経営管理会社の内部監査部による「グループベースの統合的リスク管理の枠組み整備状況」等に関するグループ内部監査や、専門領域に踏み込んだ監査法人やコンサルティング会社を活用したコースによるグループ内部監査など様々な場合が考えられます。各保険グループにおいてガバナンス構造やリスク構造の実態に応じ実効的かつ独立的な評価が行われることが重要です。
19	VII-3-4	それぞれのグループ内会社において特徴ある保険商品・販売戦略等を展開している場合、商品・負債特性が相互に異なる中、グループで画一的な方針を策定し、資産・負債の総合的な管理を行うことは却って非効率を招く可能性があると考えられる。従って、各グループ内会社が各々の事業・リスク特性に応じて、資産・負債の総合的な管理を行いながら、グループとして各社の態勢を確認する分権型の管理も認められることを確認したい。	貴見のとおり、資産負債の総合的な管理は、各グループ内会社が各々の事業・リスク特性に応じて行うことが重要であり、その前提の下で、経営管理会社において、グループの当該管理に関する方針等を策定するなどして、有効なガバナンス機能を発揮することが重要と考えます。
20	VII-3-4	グループベースの経営管理・リスク管理態勢について以下の通り確認させて頂きたい。	今般の改正では、「Ⅶー１ 監督にあたっての基本的考え方」において、保険グループ全体

		・グループベースの経営管理・リスク管理態勢には中央集権的なガバナンスモデルもあれば分権的モデルもある中で、Ⅶ－１にて“集権的・分権的なガバナンスモデルに優劣をつけるものではない”旨が示されているものと理解している。（ICP/CF パラ 26 にて「コムフレームは特定のガバナンス・モデル（中央集権型、分権型）を優先するものではなく、すべてのモデルに適用されるように解釈されることを意図している。IAIG の組織は、成果が達成される限り、様々な方法で構成することができる」旨が規定されており、Ⅶ－１はこれと同様の趣旨と理解している。） ・一方で、Ⅶ－３－４ 等、態勢整備に係る個別の項目においては、中央集権的な態勢が求められているようにも読みうる箇所があり、Ⅶ－１の趣旨との間に乖離が見られるように思われる。これは「グループの方針と統合的なグループ内会社の態勢整備を求める」との記載における「統合的な」の言葉に規範性のニュアンスがあるためであると思われる。 ・態勢整備に係る個別の項目においてもⅦ－１の考え方が適用されること、つまり各項目について分権的態勢も認められることを念のため確認したい。	としての経営管理態勢やリスク管理の高度化のあり方は一様に定まるものではなく、その事業・組織の構造の複雑性を踏まえた、実効性ある態勢整備を求める旨を明確化しており、これはⅦ－３－４ 等を含むⅦのすべての項目に適用されるものです。
21	Ⅶ-3-5-2(1), Ⅶ-3-6-2(1), Ⅶ-3-7-2(1), Ⅶ3-8-2(1)	グループベースの「保険引受」「再保険」「資産運用」「流動性リスク」について、「経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループのリスク管理に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針等と統合的なリスク管理に関する規程を整備及び適用しているか。」とあるが、ここで言う「統合的な」とは、グループベースのリスク管理に関する方針と矛盾しないという趣旨であることを確認したい。	別の事業体であるグループ内会社に対して、有効なガバナンス態勢を構築するためには、グループ内で矛盾しない規程を整備することが最低限必要であると考えられます。その上で、経営管理会社においては、各グループ内会社に対しグループの方針等を説明・議論し、グループ内会社の主体的な判断の下で、グループの方針等と統合的な規程を整備・運用させる必要があると考えます。
22	Ⅶ-3-5-2(1), Ⅶ-3-6-2(1),	左記の４項目において、各リスク管理に関し、グループベースの方針等の整備が求められているところ、各グループ内会社に対しては当該方針等と統合的な各リスク管理に関する「規程」を整備・適用を求めるような書きぶりになっている。	これらの項目（Ⅶ-3-5 等）においては、グループ内会社において各リスク管理実務上必要な規定や基準等が文書化されたもの全体を指す一般的な表現として規程との語を用

	VII-3-7-2 (1) , VII-3-8-2 (1)	一方で、現行監督指針においては個社に対して求められている文書化に関して異なる呼称が用いられていると理解しており（※）、左記 4 項目をもって、個社に対して新たに「規程」との名称が付された文書の整備・適用が求められている訳ではないことを念のために確認したい。 ※「II-3-10 保険引受リスク管理態勢」では「引受基準」、「II-3-11 再保険に関するリスク管理」では「保有・出再政策」および「再保険に係る方針」、「II-3-12 資産運用リスク管理態勢」では「内部規定」、「II-3-13 流動性リスク管理態勢」では「流動性リスク管理方針」および「資金繰り」に係る「管理手法、報告手法、決済手法等の規定」が求められている認識である。	いており、すべての個々の項目について画一的に「規程」との名称が付された文書や基準ではなく規定等を、必ずしも求めるものではありません。 その上で別の事業体であるグループ内会社に対して、有効なガバナンス態勢を構築するためには、グループ内で整合性のある規程を整備することが最低限必要であると考えられます。そのためには、各グループ内会社においてグループベースの方針等と整合的な新たな規程を作成する場合や、各グループ内会社の規程を確認し必要に応じて修正する場合など様々な場合が考えられ、各保険グループにおいてガバナンス構造やリスク構造の実態に応じ実効的な整備が行われることが重要です。
23	VII-3-5-2(3)	・ 保険負債の計算等に関する方針や実務に関する基準等の導入については、内部管理だけではなく、経済価値ベースソルベンシー規制や IFRS において求められるような統制要件を踏まえて検討していくべきものであり、またこれらの統制要件は一朝一夕に満たすことは困難なものとする。 ・ 現状において必要と考え整備している態勢と、改正案に示されている態勢の間には乖離があるが、この乖離への対応は、経済価値ベースソルベンシー規制や IFRS 導入への対応と併せて段階的に整備を求めていく方向性と理解しているが、その理解に誤りがないことを確認させて顶きたい。	当該機能は、グループベースの内部管理の観点から現時点においても必要なものと考えます。なお、経済価値ベースのソルベンシー規制に関連した当該機能に係る監督上の要件については、同規制に関する今後の検討の中で明らかにしていく予定であり、その検討状況を踏まえつつ段階的な整備・高度化を図っていくことが考えられます。
24	VII-3-5-2(4)	「グループベースの財務状況を適正に分析及び把握し健全性を確保する観点から、グループベースの保険数理に基づく財務の現状および将来の分析に関して、」とあるが、ここでいう「将来の分析」とは、現行監督指針 II-3-5-3 において、「保険会社は、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長	貴見のとおりですが、「3 年から 5 年間」はあくまでも例示であり、それに限定されるものではありません。

		い期間、例えば3年から5年間で、自らのリスクと事業を継続するために必要なソルベンシーを分析しているか。」とあるが、同程度の期間を想定しているとの理解で良いか。	
25	VII-3-7-2(1)	「グループの資産運用に関する方針等を整備」とあるが、これは資産運用リスク管理に関するものを指しているとの理解で良いか。	例えばグループ内会社の投資可能資産を規定している規程等、グループベースの資産運用リスク管理という目的に照らして必要と認められるものを指しています。
26	VII3-8-2(2)	流動性ストレステストを含めた流動性リスク管理については、必ずしもグループベースの実施を求められるものではなく、各保険グループのガバナンス構造やリスク構造の実態に応じて柔軟な対応が求められるとの理解で良いか。	「各保険グループのガバナンス構造やリスク構造の実態に応じて」、グループ内で統合的な流動性リスク管理が行われていることが重要であり、流動性ストレステストの実施方法については、各保険グループにおいて適切に判断すべきものと考えます。
27	VII-4-2	「例えば重要な外部委託については経営管理会社による承認プロセスを設ける等、(中略)必要な態勢整備を図っているか」との記載があるが、ここでいう「承認プロセス」はあくまでも例示であり、各保険グループの実態に即して経営管理会社が適切な外部委託の態勢整備を行っていればよいとの理解で良いか。	貴見のとおりです。
28	VII-5-1-2(1)	「IAIG及び必要に応じてその他の大規模で複雑な業務(国際的な活動を含む)を行う保険グループの経営管理会社に対しては、法第128条又は法第271条の27に基づき、年1回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画等の策定・提出を求めるものとする」とあるが、日本の保険セクターのシステミックリスクは相対的に低いことに鑑み、IAIG以外の保険会社に対しても一律に再建計画等の策定を求められるものではないこと、また、策定を求められる場合にも一律の水準ではなく、再建計画等の内容はリスク特性等各保険グループの実態に応じて求められることを確認したい。	再建計画等は「我が国におけるIAIG及び必要に応じてその他の大規模で複雑な業務(国際的な活動を含む)を行う保険グループの経営管理会社」に対して策定・提出を求めることとしており、IAIG以外の保険グループに対して一律に策定を求める趣旨ではありません。また、再建計画等の策定を求める場合においては、各保険グループの構造、ビジネスモデル、リスク特性等に応じた内容であることが重要であり、一律の水準となるものではないと考えます。

29	VII-5-2 (1) ①及び②	御庁による情報共有に基づいた海外当局と現地のグループ内会社との円滑な対話のためにも、海外当局へ情報提供される際には事前に経営管理会社にその旨の通知および可能な範囲での内容の伝達をお願いしたい。	守秘義務には留意しつつ、情報提供する趣旨等も踏まえながら、可能な範囲で対応させていただきます。
30	その他	外資系保険会社の場合、経営者の中には国際政治的な動きが得意な者もいるかもしれず、そのような場合、金融庁の官僚のみでは適切な対応がとれず、実効性ある監督を守るためには、老練な政治家の関与が必要になる場合も多々あると思われる。監督指針の記載においては、このような点についての配慮もあって然るべきではないか。	監督指針は、保険会社の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものです。このため、ご指摘の内容を監督指針に盛り込むことは適当ではないと考えますが、今後の金融行政上の参考とさせていただきます。
31	その他	グループベースのリスク管理のあり方については、当局からの積極的かつオープンな情報発信をお願いしたい。例を挙げればキリがないが、例えば、統合リスク管理担当役員が、オープンにはなっていない、ニューヨークから内密に聞いた話をもって、そんなことも知らないのかと上役から怒られたと言った業界話を聞くと、監督情報の公開のあり方にいささかの問題ありと思わないでもない。	貴重なご意見として承り、今後の金融行政上の参考とさせていただきます。